

小豆島町障害福祉関係研修費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障害福祉サービスに従事する人材の育成・確保に資するため、障害福祉関係研修(以下「研修」という。)の受講に要する費用について助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、町税等を滞納していない者とする。

- (1) 町内に住所を有し小豆郡内において障害福祉関係事業等に従事し、又は従事しようとする者
- (2) 町内において障害福祉関係事業等に従事し、又は従事しようとする者

(対象の研修)

第3条 助成金の交付の対象となる研修は、香川県又は香川県指定事業者が実施する研修その他障害福祉サービスに従事するに当たって受講の前に町長が必要と認めた研修(小豆島町介護職員研修費助成金交付要綱(平成28年小豆島町告示第77号)による助成金の交付の対象とする研修を除く。)とする。

2 前項の研修は、県内で実施される研修に限るものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、県外において実施する同様の研修についても対象とする。

(交付対象及び助成金の額)

第4条 助成金の交付の対象となる経費及び助成金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修に係る受講料の全額。ただし、支払に係る手数料、本来の必要支払額を超えて支払った費用等は、やむを得ない場合を除いて助成対象経費から除くこととする。
- (2) 研修受講の際に最も合理的な経路及び方法により自宅又は勤務地から研修会場へ移動した場合の公共交通機関(タクシー及び海上タクシーを除く。)の利用料の全額

2 前項の対象経費について、他の類似の助成金等が支給される場合は、交付すべき助成金の額から当該支給された額を除いた額を助成金の額とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、研修が修了した後当該研修修了日の属する年度の末日までに小豆島町障害福祉関係研修費助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 障害福祉サービス事業所等が発行する就業証明書又は就業見込証明書等
- (2) 研修修了証明書の写し
- (3) 受講料の領収書等の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及び交付する場合における助成金の額を決定し、小豆島町障害福祉関係研修費助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、小豆島町障害福祉関係研修費助成金交付請求書（様式第3号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第8条 町長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第9条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

年 月 日

小豆島町長 殿

申請者 住所
氏名 ㊟
電話番号

小豆島町障害福祉関係研修費助成金交付申請書

小豆島町障害福祉関係研修費助成金の交付について、小豆島町障害福祉関係研修費助成金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。また、助成金の交付の申請にあたり、同要綱第2条の規定により、助成対象者に町税等の滞納がないことについて、町が調査することに同意します。

記

1. 交付申請額 金 円
〔 研修受講料 円 〕
〔 交通費 円 〕

2. 受講研修 ()

3. 受講に当たっての移動の経路及び方法

()

※添付書類

- (1) 障害福祉サービス事業所等が発行する就業（見込）証明書等
- (2) 研修修了証明書の写し
- (3) 受講料の領収書等の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小豆島町長



小豆島町障害福祉関係研修費助成金交付（不交付）決定通知書

小豆島町障害福祉関係研修費助成金の交付について、次のとおり決定しましたので、小豆島町障害福祉関係研修費助成金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

1. 交付の可否 交付 ・ 不交付
2. 交付決定額 金 円
3. 不交付又は交付決定額が交付申請額と異なる場合の理由

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

小豆島町長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

㊟

小豆島町障害福祉関係研修費助成金交付請求書

小豆島町障害福祉関係研修費助成金の交付について、小豆島町障害福祉関係研修費助成金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

1. 請求額 金 円

2. 振込口座

金融機関	銀行・信用組合 農協・信用金庫		支店 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			